Ⅲ 計画の内容

||基本目標1 配偶者からの暴力を許さない社会づくりのための推進体制整備|

(1) 県配偶者暴力相談支援センターにおける支援の充実

現状と課題

県配偶者暴力相談支援センター(県DVセンター)は、DV被害者の相談・保護・支援において中心的な役割を果たしており、被害者の保護を行うにあたっては、県警本部、福祉事務所、市町村、関係機関と相互に連携を図りながら、協力して被害者支援を行っています。

また、改正DV防止法において、DVセンターは、被害者の緊急時において安全を確保すること、保護命令の発令に関し裁判所からDVセンターに通知を行うことが明記され、DVの防止及び被害者の保護のため、DVセンターの役割は重要です。

併せて、県DVセンターは、これまでの被害者支援の経験と、他機関にない一時保護という機能を有していることを活かし、県内のDV防止対策の中核施設としての機能を果たすことが求められています。

具体的な取り組み

- ○県DVセンターを中心とした「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」 の運営
- ○DVの相談状況及び一時保護の被害者状況の分析、情報提供
- ○被害者を保護し支援するための関係機関のつながりを示した支援マップの作成、周知

|(2)市町村等地域における支援の充実

現状と課題

市町村は、被害者に最も身近な行政主体として求められる基本的な役割について積極的な取組が求められていますが、各市町村の取組状況は様々です。

具体的には、相談の窓口を設け、被害者に対し、その支援に対する基本的な情報を提供すること、関係機関等との連携を行い、自立に向けた継続的な支援を行うこと等が望まれます。

具体的な取り組み

- ○市町村等の相談業務充実のために、「DV相談の手引き」を作成、配布
- ○各市町村との連携強化(DVの理解を深める研修会開催、情報共有化等)
- ○福祉制度等利用について「手続き一元化」に向けた検討